

第6回京都府地域医療支援センター運営会議

（ 令和6年1月16日（火）
14:00～16:00
オンライン開催 ）

————— 次 第 —————

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 報告事項
厚生労働省への要望について
- 4 協議事項
令和7年度以降の臨床研修医の配分方法について
- 5 閉 会

第6回京都府地域医療支援センター運営会議
出席者名簿

令和6年1月16日
オンライン形式で開催
(敬称略)

団体等名称	役職名	氏名	備考
一般社団法人 京都府医師会	理事	加藤 則人	
一般社団法人 京都私立病院協会	理事	清水 聡	
一般社団法人 京都府病院協会	会長	若園 吉裕	
京都大学	副病院長(教育、人事、男女共同参画推進担当) 総合臨床教育・研修センター長	溝脇 尚志	
	副病院長(研究経営戦略担当)	波多野 悦朗	
	病院長補佐(研究経営戦略担当)	柳田 素子	
京都府立医科大学	卒後臨床研修センター長	福井 道明	
	学生部長	武藤 倫弘	
京都第一赤十字病院	副院長	沢田 尚久	
京都第二赤十字病院	副院長	魚嶋 伸彦	
国立病院機構京都医療センター	院長	小池 薫	
京都市立病院	副院長	岡野 創造	
京都中部総合医療センター	院長	辰巳 哲也	
市立福知山市民病院	院長	阪上 順一	
医仁会武田総合病院	総合診療科部長・プログラム責任者	中前 恵一郎	
洛和会音羽病院	院長	神谷 亨	
京都桂病院	副院長	西村 尚志	
宇治徳洲会病院	院長	末吉 敦	
京都岡本記念病院	主任部長	宮田 正年	代理出席
京都山城総合医療センター	副院長	石原 潔	
京都府立医科大学附属北部医療センター	院長	落合 登志哉	
京都府健康福祉部	健康福祉部長	長谷川 学	
	参与	中川 正法	
	保健医療対策監 (京都府地域医療支援センター長)	奥田 司	
	副部長	安原 孝啓	
	医療課長	森川 大輔	
	医療課 地域医療係 参事	西山 宜昌	
	医療課 医務・看護係 参事	松尾 治樹	欠席
	医療課 医療人材確保係 課長補佐兼係長	小林 邦昭	

令和7年度以降配分方針の基本的な考え方（案）

C 令和7年度の対応案について

(1) 最小定員保証の廃止の可否

案①各病院の定員減の影響を緩和（激変緩和）するため、
今回限り維持

案②最小定員保証や医師少数区域等の定員保証の縮減
過去5年連続の採用率が100%でない病院は1名加算なし

案③最小定員保証のみ廃止

→②、③の場合はたすきがけによる派遣を検討

(2) 各指標に基づく配分項目の削減

国からの最新データ提供がないため「定着率」は加算を廃止

D 令和8年度以降を見据えて

- ・アンマッチが生じた病院は、定員を削減
- ・募集定員上限の毎年度の1%減に備えた基礎数の削減
- ・配分指標の削減（専門研修プログラムにおけるシーリング対象外
県派遣加算）

京都府地域医療支援センター設置要領

(趣旨)

第1条 京都府内の行政、医療従事者を養成する大学、医療機関並びに医療に関する機関及び団体等が連携して、医師確保困難地域における医師の確保・定着・循環のシステム化、各々の医師に応じたキャリア形成支援及びコーディネートを行うこと等により、府内の地域医療の安定的な確保を図るために、京都府地域医療支援センター(以下「センター」という)を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の趣旨に従い、次の事業を行うものとする。

- (1) 医師が府内の多様な地域での勤務を経て、キャリアアップできる循環的なシステムや魅力あるキャリアパスモデルの検討
- (2) 医師一人ひとりの経験年数や専門性等に応じたキャリア形成支援
- (3) 医師不足状況にある病院への医師のコーディネート
- (4) 医師等に対する情報発信やネットワークづくり
- (5) 医師の研修制度に関する検証
- (6) その他地域医療の確保に必要な事業

(組織)

第3条 センターに、センター長並びに運営会議及び事務局を置く。

- 2 センター長は、センターの運営を総括し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 運営会議は、センターが行う事業の効果的かつ円滑な実施のために、具体的な検討・調整等を行う。
- 4 事務局は、センターの庶務を処理する。

(運営会議)

第4条 運営会議は、次に掲げる機関や団体等から構成する。

- (1) 京都大学医学部及び京都府立医科大学
 - (2) 臨床研修指定病院、特定機能病院、地域医療支援病院、へき地医療支援病院等の医療機関
 - (3) 医療に関する機関及び団体等
- 2 運営会議は、必要に応じて専門的知識を有する者から意見を聞くことができる。
 - 3 運営会議には、専門の事項を協議するために、部会を置くことができる。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年8月29日から施行する。